

従前の空港整備長期計画等における 小笠原空港の位置づけについて

空港整備五箇年計画について

(平成3年11月29日)
閣議決定

(イ) 航空輸送需要の増大に伴う就航機材の大型化等に対応するとともに、国際及び国内の航空ネットワークの充実を図るため、一般空港等について滑走路の延長、新設等所要の整備を図る。

空港整備五箇年計画を次のとおり定める。

1. 空港整備事業の実施の目標

国際及び国内の航空輸送に対する国民の要請にこたえて、空港周辺における環境の保全及び航空交通の安全の確保を図りつつ、空港の整備を計画的に推進するため、平成3年度以降五箇年間に於ける空港整備に於ける投資の規模を総額3兆1,900億円(調整費1,700億円を含む。)とする。

なお、この計画は、今後の社会・経済の動向、財政事情等を勘案しつつ、弾力的にその実施を図るものとする。

この計画における事業別の実施の目標は、次のとおりとする。

(1) 空港の整備

(ア) 航空による国際交流の増大と国内航空ネットワークの充実に對する国民の緊急の要請にこたえるため、新東京国際空港の二期施設及び東京国際空港の沖合展開の完成並びに関西国際空港の開港を最優先課題として推進する。また、関西国際空港の全体構想について、その推進を図るため、調査検討を進めるとともに、事業の健全な経営と円滑な実施を図るための措置に関し関係者間で具体的方策を確立する。

(2) 空港周辺環境対策事業の推進

航空機騒音に係る環境基準の達成のため移転補償等を進めるとともに、緩衝緑地帯の造成、再開発等の事業により周辺地域の整備を進め、空港と周辺地域の調和ある発展を図る。

(3) 航空保安施設の整備

航空交通の増大と多様化に対応して、安全を確保しつつ、空域の有効利用等による航空交通容量の拡大を図るため、航空路及び空港における航空保安施設の整備を図る。

2. 空港整備事業の量

(1) 空港の整備	1兆6,100億円
(2) 民間出資関連事業の推進	
(関西国際空港の整備)	8,450億円
(3) 空港周辺環境対策事業の推進	2,650億円
(4) 航空保安施設の整備	3,000億円
(5) 調整費	1,700億円
合計	3兆1,900億円

運輸省資料 2

別表

滑走路長	現 状	第6次空港整備五箇年計画整備内容		
		規 模	新 規 事 業	予 定 事 業
3,000m級	新千歳 (A 3,000m) 千歳 (3,000m 2,700m) 三沢 (3,050m) 小松 (2,700m) 名古屋 (2,740m) 福岡 (2,800m) 長崎 (3,000m) 熊本 (3,000m) 大分 (3,000m) 鹿児島 (3,000m) 那覇 (3,000m) 下地島 (3,000m) 1 2	函館 (2,500m → 3,000m)	新千歳 (B) 仙台 名古屋 新広島	
2,500m級	釧路 (2,300m) 帯広 (2,500m) 函館 (2,500m) 青森 (2,500m) 秋田 (2,500m) 高松 (2,500m) 宮崎 (2,500m) 7	※旭川 (2,000m → 2,500m) 仙台 (2,000m → 2,500m) 新潟 (2,000m → 2,500m) 岡山 (2,000m → 2,500m) 新広島 (1,800m → 2,500m) 松山 (2,000m → 2,500m)	女満別 釧路 稚鳥 山口宇部 高知 新北九州	静岡 神戸
2,000m級	稚内 (2,000m) 旭川 (2,000m) 女満別 (2,000m) 中標津 (1,800m) 花巻 (2,000m) 山形 (2,000m) 庄内 (2,000m) 仙台 (2,000m) 八丈島 (1,800m) 新潟 (2,000m) 高山 (2,000m) 鳥取 (2,000m) 出雲 (2,000m) 岡山 (2,000m) 広島 (1,800m) 山口宇部 (2,000m) 徳島 (2,000m) 松山 (2,000m) 高知 (2,000m) 対馬 (1,900m) 福江 (2,000m) 奄美 (2,000m) 徳之島 (2,000m) 宮古 (2,000m) 2 4	福島 (2,000m) 松本 (1,500m → 2,000m) 南紀白浜 (1,200m → 1,800m) 美保 (1,500m → 2,000m) 石見 (2,000m) 佐賀 (2,000m) 新種子島 (1,500m → 2,000m) 久米島 (1,200m → 2,000m)	利尻 新紋別 中標津 大島 佐波 福井	大館能代 小笠原 びわこ 新石垣

(注) 1. 平成3年度予算において採択された新規事業(本表中※印を付けたもの)は、本表では継続事業として整理した。
 2. 上記の他、名古屋、福岡、那覇空港等において、国際及び国内航空需要に対応するターミナル地域の整備を行う。
 3. 大都市圏における航空交通の増進及び多様化の進展に鑑み、主として首都圏、近畿圏及びその周辺地域において、基幹空港の機能の向上を図る観点から小型航空機による種々の航空需要に対応する機能を有する飛行場の整備について調査検討し、必要に応じその整備を図る(播磨飛行場等)。

① 一般空港の滑走路の新設又は延長事業であって2000メートル級以上のものについては、別表の「新規事業」のうち着工のための地元条件等が整ったものから毎年度予算の範囲内で順次採択するものとする。また同表の「予定事業」は、地域振興等の観点から一定の必要性が認められるものの、空港計画の熟度(位置、空域、環境保全等)、航空需要の確保の見通し、周辺開発の進展状況、投資効率等に関する課題についてなお調査検討が求められる事業であり、今後事業主体における調査検討が進み課題解決の見通しが立った段階で「新規事業」に組み入れるものとする。

② 一般空港の滑走路の新設又は延長事業であって1500メートル級以下のもの並びにコミュニティ空港及びヘリポートの整備事業については、計画、地元条件等が整ったものから毎年度予算の範囲内で順次採択するものとする。

2. 中部新国際空港調査及び首都圏空港調査

中部新国際空港構想については、将来における航空需要を考慮しつつ、現空港との関係を含めた整備の内容、採算性と費用負担、空域、アクセス等の諸問題について地域の創意工夫を反映させつつ、関係者が連携して総合的な調査を進める。また首都圏における将来の国内航空需要に対応するための空港能力の拡充についても、新規の空港の設置、既存の空港等の活用等について、用地、空域、環境、アクセス等の諸問題に関する調査を関係者の連携を図りつつ進めることとする。

空港整備七箇年計画について

平成8年12月13日
閣議決定

(平成9年12月12日改定)

空港整備七箇年計画を次のとおり定める。

1. 空港整備事業の実施の目標

国際及び国内の航空輸送に対する国民の要請にこたえて、空港周辺における環境の保全、航空交通の安全の確保及び震災等災害対策の強化を図りつつ、空港の整備を計画的に推進するため、平成8年度以降七箇年間にわたる空港整備に関する投資の規模を総額3兆6,000億円(調整費2,000億円を含む。)とする。

なお、この計画の実施に当たっては、財政の健全性の確保に留意しつつ、その促進に努めることとし、各種事業の整合性の確保を図り、建設コストの低減等により効果的・効率的な整備に努める。また、今後の社会・経済の動向、財政事情等を勘案しつつ、弾力的に本計画の実施を図るとともに、必要に応じ、その見直しにつき検討するものとする。

この計画における事業別の実施の目標は、次のとおりとする。

(1) 空港の整備

(ア) 航空による国際交流の増大と国内航空ネットワークの充実に対する国民の緊急の要請にこたえるため、航空ネットワーク形成の拠点となる大都市圏における拠点空港の整備を最優先課題として推進する。具体的には、新東京国際空港の平行滑走路等の完成をめざすとともに、東京国際空港の沖合展開の早期完成を図り、併せて近畿圏の既存空港との役割分担を明確にした上で、関西国際空港の全体構想のうち2期事業として平行滑走路等の整備を推進する。また、中部圏における新たな拠点空港の構想について、定期航空路線の一元化を前提に、関係者が連携して、総合的な調査検討を進め早期に結論を得た上、その事業の推進を図る。さらに、東京国際空港の将来における能力の限界に対応し、首都圏における新たな拠点空港の構想について、事業着手をめざし、関係地方公共団体と連携しつつ総合的な調査検討を進める。

(イ) 国際及び国内の航空ネットワークの充実を図るため、一般空港等について継続事業を中心として整備を進めるとともに、需要への対応を基本としつつ、既存空港の高質化等所要の整備を図る。

(2) 空港周辺環境対策事業の推進

航空機騒音に係る環境基準の達成のため移転補償等を進めるとともに、緩衝緑地帯の造成、再開発等の事業により周辺地域の整備を進め、空港と周辺地域の調和ある発展を図る。

(3) 航空保安施設の整備

航空交通の増大と多様化に対応して、安全の確保を最優先としつつ、空域の有効利用等による航空交通容量の拡大を図るため、次世代のシステムを含めた航空保安施設の整備を図る。

2. 空港整備事業の量

(1) 空港の整備	2兆	220億円
(2) 民間出資関連事業の推進 (関西国際空港の整備)	5,740億円	
(3) 空港周辺環境対策事業の推進	3,370億円	
(4) 航空保安施設の整備	4,670億円	
(5) 調整費	2,000億円	
合計	3兆6,000億円	

一般空港等の整備計画

1. 地域拠点空港（福岡、新千歳等の地域ブロックの中心空港）

安定運航の確保等空港の高質化を図るため、新千歳空港の滑走路延長を行うほか、国際航空需要や関連プロジェクトの動向を踏まえ、新潟空港の滑走路延長について調査検討し、必要に応じその整備をめざす。

このほか、誘導路改良等空港の高質化を図るため所要の整備を行うとともに、今後、地域において多様化し、着実に増大すると見込まれる国際航空需要の動向等への対応について調査検討を行う。

2. 地方空港及び離島空港

東京国際空港の将来の能力の限界に対応した就航機材の大型化のため、鹿児島空港の滑走路延長を行うとともに、高速交通ニーズへの対応の観点から、能登空港の新設を図るほか、航空輸送が民生の安定に不可欠な離島において、現在使用中のプロペラ機の退役の動向等を踏まえ、隠岐空港及び八丈島空港の滑走路延長並びにその他の離島空港のジェット化等のための所要の整備を行う。

民間空港の機能を代替・補完する共用飛行場については、当面の航空需要に対応する観点から、百里飛行場の共用化について引き続き関係者と調整を行うこととし、結論を待たずして所要の整備を図るほか、東京国際空港の将来の能力の限界に対応した就航機材の大型化のため、徳島飛行場の滑走路延長を行うとともに、関連プロジェクトの動向を踏まえ、美保飛行場の滑走路延長について調査検討し、必要に応じその整備をめざす。

さらに、空港の高質化を図るため、札幌飛行場等の空港の整備について調査検討し、必要に応じその整備を図る。

なお、地域振興の観点から行われる地方公共団体が管理する空港の高質化のための滑走路延長については、国と地方の役割分担を見直した上で、地域が主体的に進めることができる新たな事業として位置づける（青森空港、秋田空港、花巻空港、山形空港、福島空港（現在実施中の滑走路延長事業の進捗状況等を見て判断）、岡山空港の滑走路延長）。

3. 整備の進め方等

コミュニティー空港、ヘリポートについては計画の熟度等を勘案し、所要の整備を行うほか、首都圏、近畿圏における小型航空機による種々の航空需要に対応する飛行場（播磨飛行場等）の整備について調査検討し、必要に応じその整備を図る。

また、共用飛行場の整備に当たっては、新たに地方公共団体に負担を求め国と地方の役割分担の明確化を図る。

以上の事業及び前五箇年計画の対象事業で未着手のものうち、計画、地元条件等が整ったものについて毎年度予算の範囲内で順次着手する。

国土交通省における公共事業改革への取組 - 抜粋 -

平成 13 年 6 月 21 日
国 土 交 通 省

1 基本的な考え方

(略)

2 21世紀型分野への重点化

1) 見直し検討の方向性

事業採択後長期間にわたり継続中の事業等について再評価を行い、事業の進捗の見込みの立たないもの等について中止その他の措置を的確に行うほか、経済財政諮問会議において現在審議中の「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」に関する検討の方向にも照らしつつ、以下のような事業分野については、重点的に見直し検討を行う。

(略)

・今後の地方空港の新設について離島を除き抑制

(以下略)